

企業研究者活用型基礎研究推進事業 募集要項

公募受付締切日

平成21年8月10日（月）17時

（採択件数により、第2回公募を実施する場合があります。）

目次

1. 事業概要	3
(1) 事業の目的	3
(2) 事業の概要	3
(3) 応募の要件	3
(4) 申請者の要件	4
(5) 事業全体の管理・運営	4
2. 支援費用	4
(1) 支援費用の額	4
(2) 支援人数	4
(3) 支援の手続き	5
(4) 支援期間	5
(5) 直接経費の費目	5
(6) 間接経費	6
(7) 支出できない経費	6
3. 審査	6
(1) 審査の方法	6
(2) 審査の手順	7
(3) 審査の観点	7
4. 採択後の責務等	8
(1) 計画の実施に当たっての責務	8
(2) 経理管理	8
(3) 評価	8
(4) 取得財産の帰属	8
(5) 知的財産権の帰属等	8
(6) 成果等の報告及び公表	9
5. 応募に当たっての留意点	9
(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置	9
(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況	10
(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	10
(4) 研究活動の不正行為に対する措置	11
(5) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	12

(6) 関係法令等に違反した場合の措置	13
(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項	13
(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について	13
(9) 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い	14
(10) 人権及び利益保護への配慮	15
(11) 府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベースへの情報提供	15
(12) 応募情報及び個人情報の取扱い	15
6. 申請書類の作成・提出等	15
(1) 府省共通研究開発管理システムについて	16
(2) 府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせ先	16
(3) 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項	16
(4) 府省共通研究開発管理システムを利用した応募の流れ	17
(5) 郵送が必要な書類の提出	19
(6) 応募申請書の提出期限	19
7. 事業の流れ	20
8. 応募・審査等スケジュール（予定）	21
9. 申請書類	22
(1) 応募に必要な書類	22
(2) 提出に当たっての必要な書類	23
(3) 申請書類（様式）の入手方法	23
(4) 応募時提出書類チェックシート	24

申請書

Q & A

1. 事業概要

(1) 事業の目的

景気の急速な悪化に伴う企業の研究開発費の鈍化に伴い、多くの企業において基盤技術に関する基礎研究を中心とした研究開発活動の縮小を余儀なくされています。本事業では研究開発活動の維持が大きな負担となっている企業の現実に鑑み、企業の優秀な研究者が、大学や公的研究機関など（以下“大学等”という、下記（注）参照）において基礎研究を実施できる枠組みを構築し、産業界の知見や視点を活用した新領域・融合領域等での基礎研究を推進するとともに、企業研究者の研究活動の維持、研究者の人材交流、大学等での基礎研究の推進による研究開発の推進を通じ、更なる産学連携の促進をはかることを目的としています。

（注）「大学等」とは、国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究を行っている特殊法人、独立行政法人、公益法人等を言います。

(2) 事業の概要

企業研究者活用型基礎研究推進事業の概要は、以下の通りです。

①申請段階

- ・ 大学等の場で研究を実施する申請書を、企業に作成していただきます。なお、大学等と企業双方で合意した研究テーマが対象です。
（企業ニーズのみ、又は大学等ニーズのみを踏まえた研究テーマは支援対象外です。）
- ・ 企業に適切な大学等を紹介する場として、JSTが開催する新技術説明会等の活用をお勧めします。（必要に応じてJSTに御相談下さい）

②JSTによる審査

- ・ 外部有識者等による評価を実施します。

③ 支援の開始

- ・ 企業研究者には、大学等を実施場所とした研究に同意していただきます。
- ・ 大学等には、企業研究者が研究するために十分な体制を確保していただきます。
- ・ JSTは大学等に支援費用を支出します。

(3) 応募の要件

① 原則として自然科学分野の研究をすること。

（該当する研究分野・分類を申請書に記入していただきます。）

- ② 受け入れ側の大学等と企業双方の必要性が合致した研究テーマであること。
- ③ 具体的な研究実施計画が立案できていること。
- ④ 大学等を実施場所として、企業研究者が専任で研究を実施すること。
- ⑤ 大学等、企業代表者、企業研究者の3者の連名の申請であること。

（申請時に企業研究者が決定していない場合には、想定している候補の研究者（複

数名も可。)について申請書に記載の上、代理の方が申請してください。企業研究者が決定した際には問い合わせ先までご連絡ください。)

(4) 申請者の要件

1) 企業の要件

- ① 日本国に法人格を有する企業であること。
- ② 実施する研究分野に関連する研究開発の実績を有すること。
- ③ 研究期間中の研究計画を立案して、国内の大学等に研究者を専任として研究させることができること。
- ④ 企業に在籍した状態で、大学等を実施場所とする研究の実施について、企業研究者との間で同意がなされていること。

2) 大学等の要件

- ① 研究期間中、企業研究者を受け入れる体制や待遇が確保できること。
※大学等での待遇として、特任教員や客員教員、研究員などを想定していません。なお技術員待遇や学生は対象外です。
- ② 企業研究者に実施場所や利用設備等の環境を提供できること。

(5) 事業全体の管理・運営

- ① J S Tはプログラムディレクター（以下「P D」とする）、プログラムオフィサー（以下「P O」とする）及び外部有識者（学識経験者、産業界の経験者等）により、事前評価、事後評価等を実施します。
- ② J S Tは申請者に採否を通知します。採択の場合には、研究実施に必要な書類を送付します。
- ③ 大学等と企業は協議の上、委託研究契約に必要な実施計画書を作成しJ S Tへお送りください。J S Tは実施計画書に基づいて大学等と委託研究契約を締結し、支援費用を支出します。
- ④ J S Tは書類検査や必要に応じて現地調査を行い、進捗状況を把握します。またJ S Tは研究終了時には完了報告書の提出を求めます。
- ⑤ 研究終了後、J S Tは事後評価等を行います。

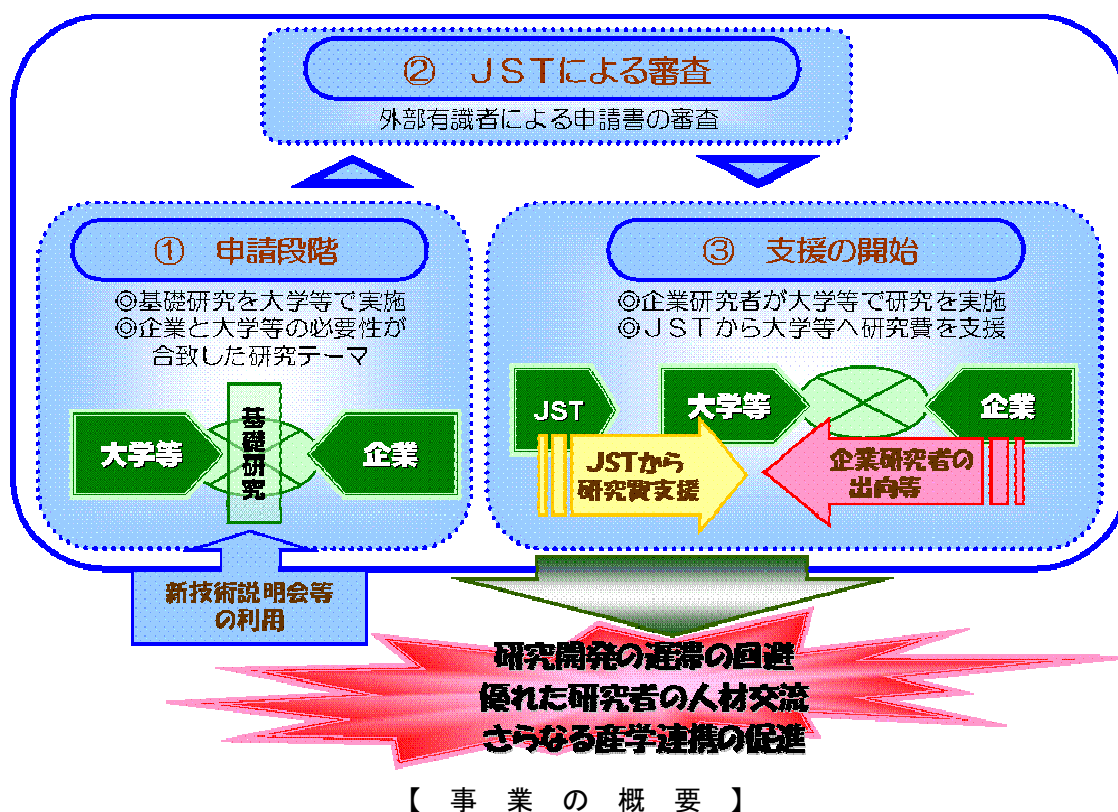
2. 支援費用

(1) 支援費用の額

原則として、1, 0 0 0万円程度とします（間接経費を含む）。

(2) 支援人数

1 0 0人程度（採択件数により、第2回公募を実施する場合があります。）



(3) 支援の手続き

採択の決定後、大学等は企業と協議の上、下記の書類をJSTに提出します。JSTは大学等と委託研究契約を締結し、支援費用を支出します。

① 実施計画書

② 企業研究者の待遇（出向条件等）を証明できる文書

（例）大学等が発行する辞令、企業と大学等の間で締結される出向契約書など

(4) 支援期間

原則として1年間とします。

(5) 直接経費の費目

JSTは原則として計画に従った経費の内訳で大学等に支出します。なお、実施計画書に従って、大学等から企業研究者の人件費を支出することが可能です。費目は以下の通りです。

① 設備備品費

「設備備品費」とは、研究を遂行するための、大学等で管理する設備（機械・装置）・物品等の購入、製造、改造、又は据付等に必要な経費です。

② 消耗品費

「消耗品費」とは企業研究者等が研究を遂行するための、原材料、消耗品、消耗器材、薬品類等の調達に必要な経費です。

③ 旅費

「旅費」とは企業研究者等が本事業を遂行するための、打合せ、各種調査、講習会への参加、成果発表等の実施に必要な旅費、交通費、滞在費で、計画に明記された参加者を対象とします。

④ 人件費

「人件費」とは、大学等から支払う企業研究者の給与、大学等で雇用する研究補助員の給与等に要する経費を指します。

⑤ その他

上記の費目に該当しない経費です。なお、当該研究を遂行するために必要な経費に限ります。

(6) 間接経費

「間接経費」とは、この支援費用（直接経費）を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究者の研究環境の改善などに資するための経費です。

間接経費は、直接経費の30%を上限とします。

(7) 支出できない経費

- ① 研究の実施に関連のない経費。
- ② 研究の遂行に必要な経費であっても、次の経費は直接経費から支出することができません。
 - 1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
 - 2) 研究期間中に発生した事故、災害の処理のための経費
 - 3) リースの容易な設備等を購入するための経費
 - 4) 研究の核心にあたる研究を第三者機関に再委託する経費（物性評価等、研究効率向上のための委託は可能）
 - 5) 学会の年会費、食事代、懇親会費（学会の参加費、旅費は支出可能）
 - 6) 本研究に従事するポスドク及び大学等における研究補助員（学生アルバイト含む。）以外の人件費
 - 7) 本研究に従事する企業研究者の人件費のうち、企業が負担する費用
 - 8) その他委託研究受け入れ側でも説明のできない経費

3. 審査

(1) 審査の方法

PD・PO・外部有識者により審査を実施します。申請者から提出された申請書類等

の内容について書類審査を行い、採択する課題をJSTが選定します。

審査は非公開で行われますが、申請と利害関係のある評価者は当該課題の審査から排除されます。また、評価者は審査の過程で取得した一切の情報を評価者の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務をもって管理すること等の秘密保持を遵守することが義務づけられています。

(2) 審査の手順

審査を次の手順により実施します。

① 形式審査

提出された申請書類について、必要書類の不備および応募の要件(申請者の要件、申請金額、研究期間等)を満たしているかについて審査します。応募の要件等を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

② 書類審査

PD・PO・外部有識者による書類審査を実施します。

③ 採択課題の決定

書類審査等を踏まえ、課題を決定します。採否にかかわらず申請者に審査結果を通知します。

(3) 審査の観点

提案された申請書が事業の趣旨に沿った内容となっているか審査します。審査の観点は、以下のとおりです。

① 企業研究者の研究能力・目標設定の妥当性

大学等で研究実施の想定されている企業研究者が、十分な研究能力や資質を備えていること。さらに研究内容や企業研究者の研究能力・資質を踏まえ、研究の目標が十分に到達可能であり、かつ現在の研究水準に比べて高く設定されていること。

② 研究実施計画の合理性

大学等と企業の双方の必要性が合致した研究テーマに基づいた研究実施計画であること。また目標達成の観点から、実施計画や申請主体、研究参加者間の連携体制が合理的に立案されていること。

③ 研究内容の継続性・将来性

研究終了後、企業や大学等の研究への波及効果や研究を継続する可能性がある研究内容であること。また、将来の科学技術の発展、向上に寄与する可能性がある期待できること。

4. 採択後の責務等

採択された企業、大学等および企業研究者は、計画の実施及び提供される支援費用の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 計画の実施に当たっての責務

- ① 支援期間中の企業研究者は、計画遂行上のマネジメントや成果の取扱い等、支援の推進を含む全般についての責任を持たなければなりません。
- ② 支援期間中の企業研究者は、実施計画書（採択通知後、締結される契約書の付属書類）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告（報告書の提出含む）等について、自らの責任で一括して行う必要があります。

その際、大学等は企業研究者の行う上記責務に関して協力しなければなりません。

(2) 経理管理

大学等は支援費用の経理管理状況を常に把握するとともに、使用にあたっては公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。なお、本事業の経費は国の予算から支出されていることから会計検査の対象となり、場合によっては実地検査が行われます。

(3) 評価

JSTはPD・PO・外部有識者による評価（審査、事後評価等）を実施します。また所期の目的が達成されるよう、支援の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）等の際に、大学等及び企業の関係者は、支援遂行上必要な協力を行います。関係者は、支援の途中における進捗状況及び費用の支出状況についての報告を行わなければなりません。

(4) 取得財産の帰属

本事業により取得した研究設備等の財産の所有権の取扱いはJSTと大学等との契約に則り、大学等に帰属します。但し、支援期間終了後も大学等の研究者が設備等の管理者として引き続き適切に使用、管理することとします。なお、適切な管理者が大学等に存在しないことがないよう大学等は適切に管理してください。

(5) 知的財産権の帰属等

この研究により生じた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）については、「産業技術力強化法第19条」（日本版パイドール条項）及び「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条」を適用し、委託研究契約に従って大学等に帰属します。また知的財産の帰属（特許の持ち分比率等）は企業と大学等との二者間の定め

よります。

(6) 成果等の報告及び公表

企業および大学等は本事業により得られた成果についてJSTに報告を行わなければなりません。本事業に関連してJSTから公表させていただく場合には予め大学等や企業の承諾を得るものとします。

5. 応募に当たっての留意点

(1) 不合理な重複及び過度の集中に対する措置

①不合理な重複に対する措置

申請者が、同一の研究者による同一の研究開発課題（競争的資金が配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本制度において、審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究開発費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- ・ 実質に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これに準ずる場合

なお、本制度への申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本制度の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本制度において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本制度に提案された研究開発内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究開発内容が異なる場合においても、当該申請者又は研究開発グループ（以下、「申請者等」という。）に当該年度に配分される研究開発費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本制度において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 申請者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究開発費が配分されている場合
- ・ 当該研究開発課題に配分されるエフォート（申請者の全仕事時間に対する当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ過大な研究開発費が配分されている場合

- ・ 不必要に高額な研究開発設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

③不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当部門に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入れ状況

他の制度への申請段階(採択が決定していない段階)での本事業への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、本事業の審査の対象から除外され、採択の決定が取り消される場合があります。

申請者が、異なる課題名又は内容で他の制度において助成を受けている場合は、上記の重複申請の制限の対象とはなりません。審査においてエフォート等を考慮することとなりますのでご注意ください。

このため、他の制度で助成を受けている場合、採択が決定している場合、又は申請中の場合には申請書の「他の制度への申請、実施等」(様式4)に正確に記入してください。この記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究開発課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(3) 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

実施課題に関する研究開発費の不正な使用及び不正な受給(以下、「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加(※)の制限

本事業の研究開発費の不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に

対し、本事業への申請及び参加を制限します。

また、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした申請者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究開発年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。（他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度において、申請及び参加が制限されることとなる可能性があります。）

なお、この不正使用等を行った申請者及びそれに共謀した申請者に対する本事業における申請及び参加の制限の期間は、不正の程度により、下記の表の通り、原則、研究開発費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。

不正使用等の内容	制限の期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
単純な事務処理の誤り	なし
本事業による業務以外の用途への使用がない場合	2年
本事業による業務以外の用途への使用がある場合	2～5年 (具体的期間は、程度に応じて個々に判断される。) <例> ・本事業による業務に関連する研究等の遂行に使用（2年） ・本事業による業務とは直接関係のない研究等の用途に使用（3年） ・研究等に関連しない用途に使用（4年） ・虚偽の請求に基づく行為により現金を支出（4年） ・個人の利益を得るための私的流用（5年）
提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給	4年

(※)「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

(4) 研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用、以下「不正行為等」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下の通りとします。

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

(i) 契約の解除・変更、委託費の返還

研究開発活動の不正行為が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、研究開発活動の不正行為の悪質性に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。(競争的資金の適正な執行に関する指針(平成19年12月14日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づく)。

(ii) 申請及び参加の制限

以下の者について、一定期間、本制度への申請及び参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該不正行為等の概要(不正行為等をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合があります。

措置の対象者	制限される期間 (不正が認定された年度の翌年度から)
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与したと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者	1～3年

(5) 他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人の他の競争的資金制度、競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業のいずれかにおいて、研究開発費の不正使用等又は研究開発活動の不正行為等により制限が行われた申請者については、他の競争的資金制度あるいは競争的資金制度以外のJSTの所掌する研究事業において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成21年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成20年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。また、申請等資格制限の取扱及び対象制度が変更になった場合は適宜、文部科学省及びJSTのホームページ等でお知らせいたします。現在、具体的に対象となる制度は、次の通りです。

<文部科学省関連の競争的資金制度>

- 科学研究費補助金
- グローバルCOEプログラム
- キーテクノロジー研究開発の推進(ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT、光・
- 科学技術振興調整費
- 世界トップレベル研究拠点プログラム

量子)

- 地球観測システム構築推進プラン
- 戦略的創造研究推進事業
- 先端計測分析技術・機器開発事業
- 産学共同シーズイノベーション化事業
- 地域結集型研究開発プログラム等
- 地域卓越研究者戦略的結集プログラム
- 研究成果最適展開支援事業
- 若手研究者ベンチャー創出推進事業
- 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
- 人文学及び社会科学における共同研究視点の整備の推進事業
- 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業
- 原子力システム研究開発事業
- 社会技術研究開発事業
- 独創的シーズ展開事業
- 重点地域研究開発推進プログラム
- 地球規模課題対応国際科学技術協力事業
- 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）
- 戦略的イノベーション創出推進事業
- 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
- ナノテクノロジーを活用した環境技術開発

<他府省関連の競争的資金制度>

- 食品健康影響評価技術研究（内閣府）
- 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援（総務省）
- 民間基盤技術研究促進制度（総務省）
- 戦略的情報通信研究開発推進制度（総務省）
- 消防防災科学技術研究推進制度（総務省）
- 厚生労働科学研究費補助金（厚生労働省）
- 保健医療分野における基礎研究推進事業（厚生労働省）
- 産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業（農林水産省）
- 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業（農林水産省）
- イノベーション創出基礎的研究推進事業（農林水産省）
- 産業技術研究助成事業費（経済産業省）
- 大学発事業創出実用化研究開発事業（経済産業省）
- 石油・天然ガス開発・利用促進型研究（経済産業省）
- 地域イノベーション創出研究開発事業（経済産業省）
- 省エネルギー技術戦略・開発実証事業（経済産業省）
- エコイノベーション推進・革新的温暖化対策技術発掘プログラム（経済産業省）
- 運輸分野における基礎的研究推進制度（国土交通省）
- 建設技術研究開発助成制度（国土交通省）
- 環境研究・技術開発推進費（環境省）
- 循環型社会形成推進科学研究費補助金（環境省）
- 地球環境研究総合推進費（環境省）
- 地球温暖化対策技術開発事業（環境省）

その他、平成21年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱及び対象制度が変更になった場合は、適宜文部科学省及びJSTのホームページ等でお知らせします。

(6) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究開発費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

(7) 間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、[事業完了の年度の翌年度から5年間]適切に保管しておくこと。

(8) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等の実施状況報告書の提出について

本事業の契約に当たり、各研究開発実施機関では標記ガイドラインに基づく研究開発費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を提出することが必要です。（実施状況報告書の提出がない場合の研究開発実施は認められません。）

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結予定日までに、研究開発実施機関から文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、報告書が提出されていることが必要です。 【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/02_b/08091222.htm

注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします（登録には通常2週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法と合わせ、下記ホームページをご覧ください）。

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成20年4月以降、既に、別途の事業の応募等に際して報告書を提出している場合は、契約前に新たに報告書を提出する必要はありません。その場合は、当該研究機関の府省共通研究開発管理システム（e-Rad）における研究機関番号、既に提出していること及び提出日（郵送の場合は発送日）を申請書に記載してください。また、平成22年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成21年秋頃に、再度 e-Rad を利用して、報告書の提出が求められる予定ですので、文部科学省あるいはJSTからの周知等に十分ご注意ください。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究開発費を交付しないことがあります。

（9）生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発（注）の有無を確認して下さい。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了して下さい。

（注）詳しくは下記ホームページをご参照下さい。

文部科学省ホームページ「生命倫理・安全に対する取組」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ホームページ「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/law_series/law_index.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

(10) 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う申請の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず申請前に適切な対応を行っておい
てください。

(11) 府省共通研究開発管理システムから政府研究開発データベースへの情報提供

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣
府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。

(※) 政府研究開発データベース

国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分
等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・
網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

(12) 応募情報及び個人情報の取扱い

① 応募情報の管理について

申請書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査にはJST内の他の
事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

採択された個々の課題に関する情報（制度名、課題名など各制度の公募要領で、
公表することを明記されている情報、大学等や企業の機関名、企業研究者名、予算
額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法
律」（平成13年法律140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定され
ている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜JSTの
ホームページにおいて公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公
表しません。

② 個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及
び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。（ただし、法令等によ
り提供を求められた場合を除きます。）

- ・ 審査及び審査に関係する事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案
内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ JSTが開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業
の募集、事業案内等の連絡に利用します。

6. 申請書類の作成・提出等

申請は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。当該シス
テムへの研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。e-Radへの入力は、企業研究者

の研究者番号で行ってください。

(1) 府省共通研究開発管理システムについて

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムです。なお、e-Radを通じて内閣府の作成する政府研究開発データベースに採択課題に関する情報を提供します。

(2) 府省共通研究開発管理システムの操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせはJST担当部署にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、ヘルプデスクにて受け付けます。

e-Rad ホームページ <http://www.e-rad.go.jp/>

（問い合わせ先一覧）

事業に関する問い合わせ及び提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	(独)科学技術振興機構 イノベーション推進本部 産学連携展開部事業調整担当	03-5214-7054 (TEL) 03-5214-7064 (FAX)
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad） ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:30～午後5:30 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(3) 府省共通研究開発管理システムの使用に当たっての留意事項

①府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関するマニュアルは、ホームページから参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（日曜日）午後6：00～翌午前2：00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③所属研究機関の登録

応募に当たっては、応募時までに府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に所属

研究機関が登録されていることが必要となります。

機関で1名、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

④研究者情報の登録

所属研究機関は課題担当者の研究者情報を登録し、ログインID、パスワードを取得することが必要となります。ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

※ほとんどの大学等は所属研究機関としてe-Radに登録されています。企業が所属研究機関としてe-Radに登録されていない場合、大学等から企業研究者の研究者情報を登録してください。

(4) 府省共通研究開発管理システムを利用した応募の流れ

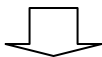
(次ページの図中※)

応募情報のハードコピー（応募する際に作成される申請書をプリントアウトしたもの）、参考文献（特許公報、論文等の写し）や比較文献各3部を、簡易書留又は宅配便にてご提出いただきます。

所属研究機関が行います **府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録**
機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
参照URL : <http://www.e-rad.go.jp/>



所属研究機関が行います **電子証明書のインポート**
システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログインID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用PCに電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。
参照マニュアル : 所属研究機関用マニュアル



所属研究機関が行います **部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録**
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。
参照マニュアル : 所属研究機関用マニュアル



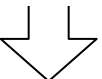
研究者が行います **公募要領・申請様式の取得**
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。公募要領についてはホームページから当該ファイルをダウンロードできます。
参照マニュアル : 研究者用マニュアル



研究者が行います **応募情報の入力と提出**
システムに必要な事項を入力の上、申請書をアップロードします。
参照マニュアル : 研究者用マニュアル



※応募情報のハードコピー等



JSTにて応募情報を受理

(5) 郵送が必要な書類の提出

応募情報のハードコピー（応募する際に作成される申請書をプリントアウトしたもの）、特許公報や論文等の写し、企業パンフレットは、簡易書留又は宅配便にてご提出いただきます。その際には申請者、その所属機関名、部署名、課題名を明記した送付状を添付してください。送付先及びこの公募に関する問い合わせ先は以下の通りです。

【送付先及び問い合わせ先】

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

独立行政法人科学技術振興機構 イノベーション推進本部

産学連携展開部 事業調整担当

電話 03-5214-7054 FAX 03-5214-7064

E-mail : rp-biz@jst.go.jp

公募要領の冊子については、上記宛先にご請求頂ければ郵送致します。

また、以下のホームページからも入手（ダウンロード）することができます。

<http://www.jst.go.jp/rp-biz>

(6) 応募申請書の提出期限

応募申請書の提出期限は以下のとおりです。

平成21年8月10日（月）17時

（採択件数により、第2回公募を実施する場合があります。）

※ 郵送が必要な書類の提出期限（平成21年8月10日）は、消印有効です。

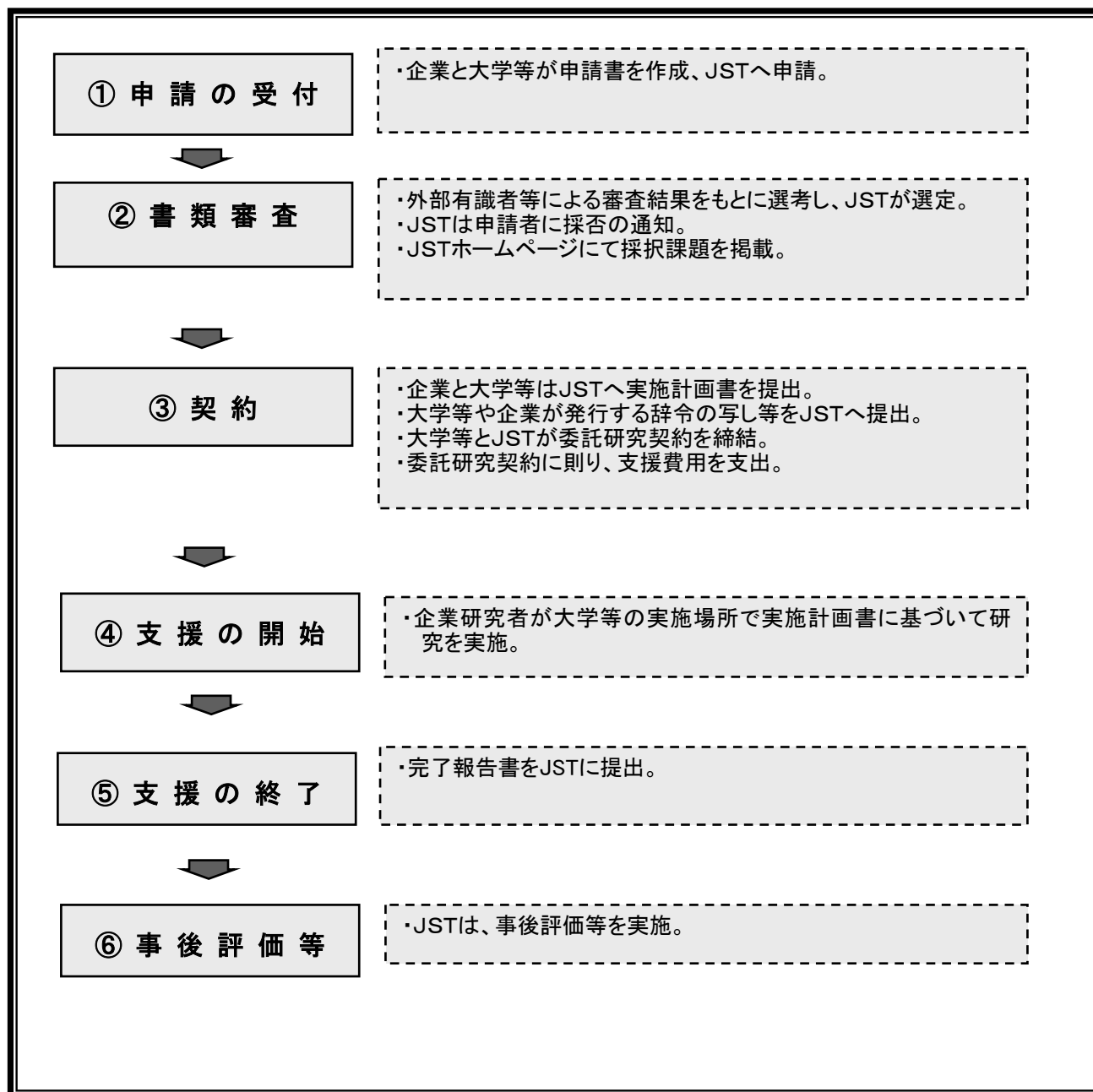
「郵送又は宅配便（含バイク便）」に限り、簡易書留等を利用して、配達されたことが証明できる方法によってください。「持参」、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けませんので注意してください。

※ 提出期間中に発送されなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

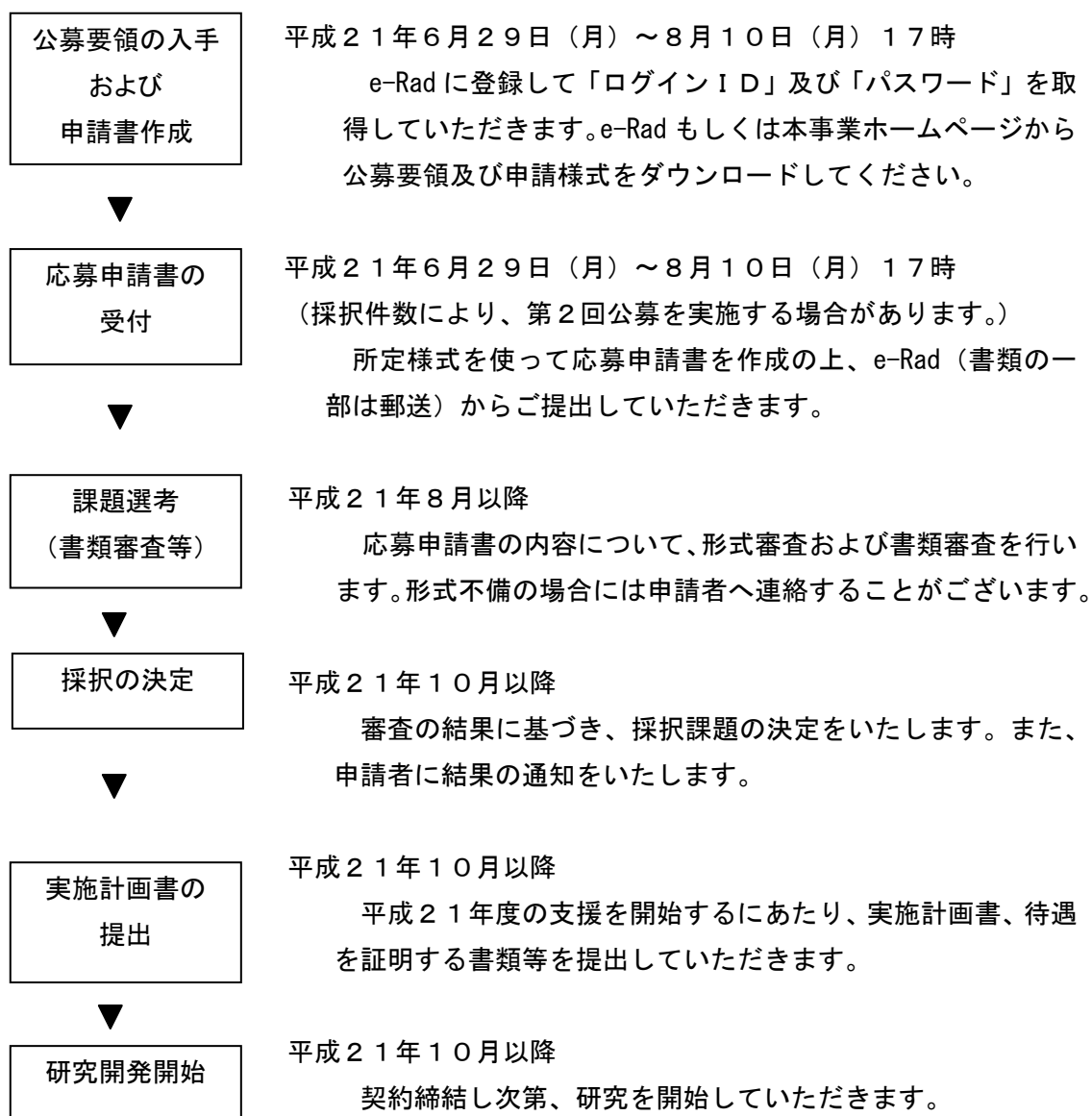
また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）

申請書類の差し替えは固くお断りいたします。但し、申請書類に不備がある場合には事務局から問い合わせることがあります。なお、申請書類の返却は致しません。

7. 事業の流れ



8. 応募・審査等スケジュール（予定）



【公募説明会の日程】

公募説明会の日程につきましては、本事業のホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/rp-biz>

9. 申請書類

この事業では採択にあたり、書類審査を実施します。応募を考えている方は、審査のための書類（様式1～6）を作成してください。

(1) 応募に必要な書類

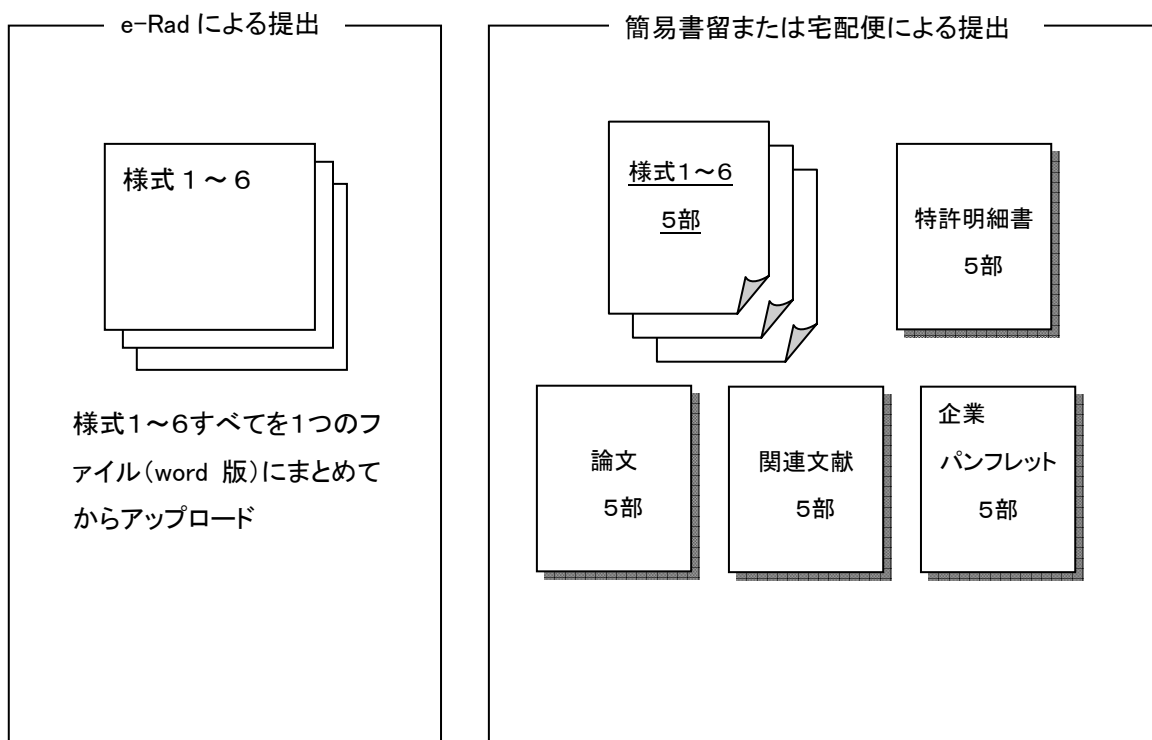
様式番号	内容	電子申請	郵送 ※着払い不可
様式1	支援課題の概要	1部	5部
様式2	支援課題申請書		
様式3	支援課題の内容		
様式4	他の事業・制度への申請、実績等		
様式5	倫理面への配慮		
様式6	特殊用語等の説明		
	参考文献（特許明細書、論文等）	—	5部
	比較文献（特許明細書、論文等）		
	企業パンフレット		

- * 提出された申請書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等については一切公開いたしません。
- * 申請書類は返却いたしませんので予めご了承ください。また、申請書類に不備がある場合、受理できない場合がありますのでご注意下さい。
- * “参考文献” “比較文献”（数ページ程度、3点以内）をご提出ください。

(2) 提出に当たっての必要な書類

- ① 課題申請書作成にあたっては、記入例を参考に簡潔かつ要領良く作成してください。
- ② 申請にあたっては、必ず企業及び大学等としての事前了解を得ておいてください。
- ③ 申請書には下中央に通し頁（- 1 -）を付けてください。
- ④ 郵送していただく書類（特許明細など）に関しても同日（消印有効）とします。なお、持参、FAX及び電子メールによる提出は受けられません。
- ⑤ 提出いただいた書類の返却、差し替え等には応じかねますので、予めご了承ください。なお、秘密保持については十分に配慮いたします。

応募時の提出書類のまとめ方



(注) 申請書下中央に通し頁（-1-）をつけてください。

(3) 申請書類（様式）の入手方法

e-Radで受付中の公募一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。
もしくは、JSTホームページからもダウンロードできます。

<http://www.jst.go.jp/rp-biz>

(4) 応募時提出書類チェックシート

応募時提出書類チェックシート

様式番号	内容	応募者チェック欄	
		e-Rad (word 版)	郵送書類 (5部)
様式 1	支援課題の概要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式 2	支援課題申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式 3	支援課題の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式 4	他の事業・制度への申請、実績等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式 5	倫理面への配慮	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
様式 6	特殊用語等の説明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	参考文献 (特許明細書、論文等)	—	<input type="checkbox"/>
	比較文献 (特許明細書、論文等)	—	<input type="checkbox"/>
	企業パンフレット	—	<input type="checkbox"/>

注)

1. 提出書類については漏れがないかチェックの上、提出してください。
なお、提出書類に不足・不備がある場合は要件不備とみなしますのでご注意ください。
2. 本紙 (チェックシート) は、提出の必要はございません。
3. e-Rad では、様式 1～6 全てを 1 つのファイル (word 版) にまとめてアップロードしてください。
4. “参考文献” “比較文献” (数ページ程度、3 点以内) をご提出ください。

企業研究者活用型基礎研究推進事業

支援課題申請書

(様式1)

支援課題の概要

支援課題の名称	
支援課題の概要 (300字以内) <i>提案される課題の内容全体が分かるように<u>300字以内</u>でまとめてください。 様式2の「研究実績」、「目標と研究構想」、「研究の将来性」等の内容を踏まえて記述してください。</i>	
研究費 (JST支出分) : _____ 千円、 研究期間 : _____ ヶ月	

(注) 本頁はA4判1枚で作成してください。

受付番号	
受付日	年 月 日

企業研究者活用型基礎研究推進事業 支援課題申請書

記入必須。公募要領の最終ページを参照してください。
 主分野、副分野はコード表から番号と研究区分、
 キーワード表から番号と研究キーワード(複数可)をご記入下さい。

作成年月日 平成 21 年 月 日

支援課題の技術分野			
主	〇〇〇	副	〇〇〇
研究キーワード	キーワード表から番号と研究キーワード		
研究分野	研究分野(戦略目標)一覧表から番号と研究キーワード		

コード表から番号

コード表から研究区

研究分野(戦略目標)一覧表から番号と研究キーワード

申請企業	企業研究者氏名	(印)	フリガナ	男性・女性	
	所属機関／部署／職名				
	住所	〒			
	TEL	999-999-9999	FAX	999-999-9999	E-mail
	e-Rad 番号	所属機関番号： 研究者番号：			
	資本金 円	百万	従業員数	名	
	代表者氏名	(印)	フリガナ		
	TEL		FAX		

※ 「企業研究者」が申請書提出時に未定の場合、代理で申請する企業の方を記載してください。

申請大学等	責任者氏名	(印)	フリガナ		
	所属機関／部署／職名				
	住所	〒			
	TEL	999-999-9999	FAX	999-999-9999	E-mail
	実施状況報告書の提出日	研究機関番号：			提出日：
	e-Rad 番号	所属機関番号：			

※ 該当部門がない場合は、所属学部・研究科の部局長として下さい。

本申請の際の情報源

今回の申請に関し、どのような手段で本公募の情報を入手されたかについて該当する項目の口内にレ点を記入してください。今後の事業運営の参考とさせていただきます。
以下の中からお選びください（複数選択可）。

- J S Tのホームページ
- ダイレクトメール
- J S TのHPにリンクするメール広告
- 公募説明会
- インターネットのバナー広告
- J S Tのパンフレット（パンフレット名： _____)
- 技術フェアやシンポジウム等のブースから
- 所属機関からの回覧等
- 知人等からの紹介
- 新聞、雑誌の記事（雑誌名： _____)
- その他（ _____)
ご協力ありがとうございました。

(様式3)

支援課題の内容

1. 研究実績

①企業研究者の研究実績

- (注1) 企業研究者の研究実績について、所属企業の研究方針や特徴を踏まえて記載してください。背景、現状の問題点について定量的な実験データ、他大学、他企業等の研究動向との比較も含め言及してください。必要に応じて、図表を用いてください。申請時点で企業研究者が決まっていない場合には、想定される研究者を記載してください。
- (注2) もし研究に関連する特許（発明の名称、出願番号、出願日）や論文（タイトル、投稿論文誌、共著）があれば、記載してください。

2. 大学等での推進体制

- (注1) 企業研究者が大学等で研究するために、大学等の環境や体制（大学等の大型設備の使用や関連する大学等研究者のこれまで得られた研究成果等）をどのように活用するか必要性を記載してください。必要に応じて、図表を用いてください。

3. 研究の将来性

①終了後の研究継続

- (注1) 本研究を経て、企業や大学等が研究を継続する可能性や期待される構想など目指すところを記載してください。

②想定する用途、利用分野、市場

- (注) 本技術がどのような用途、利用分野、市場にインパクトを与えると想定されるかについて言及してください。

4. 目標と研究構想

本目的に向けて、最長1年間の支援期間で達成しようとする目標及び目標達成のためのポイントについて記載してください。

- ①目標：
ポイント：
- ②目標：
ポイント：

5. 研究内容

「目標と研究構想」の実現のために実施する研究内容を記載してください。必要に応じ、図表を使用してください。

① (研究項目) ○○○○○○ (4-①関連) (実施場所: ○○大学)

具体的な研究内容を記載してください。

② (研究項目) ○○○○○○ (4-○関連) (実施場所: ○○)

具体的な研究内容を記載してください。

- ・
- ・
- ・
- ・

○ ○○に関する製品要求事項の調査 (4-○関連) (実施場所: ○○)

具体的な調査内容を記載してください。

- ・
- ・

実施場所 (○○大学○○研究科○○研究室):

実施場所 (○○大学○○研究科○○研究室):

実施場所 (□□□):

6. スケジュール

5. 項の研究項目毎にスケジュールを記載して下さい(下記参照ください)。

【研究項目毎の実施スケジュール】

最長1年間の研究期間で達成すべき目標、及びそのための機関別の目標を記載してください。

実施機関	研究項目 (「5. 研究内容」における 研究項目を簡潔に記載して ください)	目標 (「4. 目標と研究構想」における定量的な目標を簡潔に記載してください)	最長12ヶ月													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
		(研究の達成目標) 現状: ***** 目標: 現状比〇〇以上														
大学等	5-① ・(項目)															
	5-② ・(項目)															
	5-③ ・(項目)															
	5-④ ・(項目)															
	5-⑤ ・(項目)															
	5-⑥ ・(項目)															

研究項目の関係を記載

研究への反映を記載

6. 支援費用

① J S T 負担分

概算支援費用（J S T 支出分）を年度毎に記載して下さい。設備、消耗品、人件費等の内訳を記載して下さい。

（単位：千円）

項目		総予算額	機関毎の内訳 ^{注1}			
			21年度		22年度	
			金額	主な内訳	金額	主な内訳
物品費	設備備品費	千円	千円	・〇〇計測器	千円	
	消耗品費	千円	千円	・〇〇に関する試薬	千円	・〇〇に関する試薬
旅費		千円	千円		千円	
人件費 ^{注2}		千円	千円		千円	
その他		千円	千円		千円	
小計	直接経費 ^{注3}	千円	千円		千円	
	間接経費 ^{注3}	千円	千円		千円	
合計		千円	千円		千円	

（注1）年度毎に記載してください。

（注2）企業研究者の給与を大学等で支払う場合や、大学等で雇用するポスドク、研究補助員の従事率に応じた人件費等。

（注3）大学等は原則として直接経費（物品費、旅費、人件費、その他の合計）の最大30%を間接経費としてください。

② 企業負担分

企業が本研究で自己負担することを想定している費用について、費目と概算金額を記載してください。

※ 企業研究者の人件費：〇〇〇千円（必須）

〇〇計測器：〇〇〇千円

・
・
・

7. 参加者リスト等

(1) 参加者リスト

氏名	申請時の所属、役職	研究・開発等の略歴	エフオ ート (%) ※全員記入
企業			
企業研究者 〇〇〇〇	〇〇(株) 開発部課長		100
<p><企業責任者の略歴> 〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇研究室 博士課程修了 〇〇に関する研究(1980) 〇〇株式会社入社 〇〇研究所配属(1980) 〇〇技術の開発(1980-1995)、 〇〇方式による〇〇の企画・開発(1995-2000)、 〇〇の製品化開発の指揮(2000-2005)、 〇〇事業の〇〇への展開の指揮(2006-現在)</p> <p>※ 申請時点で企業研究者が未定の場合には、想定している候補の研究者(複数名も可)の略歴を記載してください。</p>			
〇〇〇〇	〇〇(株) 開発部部長	〇〇技術の研究開発 〇〇の製品化開発	
〇〇〇〇	〇〇(株) 開発部研究員	〇〇の開発	
大学等			
大学等責任者 〇〇〇〇	〇〇大学大学院 工学研究科 研究科長	企業研究者の任命、研究環境の整備等の役割	
研究者 〇〇〇〇	〇〇大学大学院 工学研究科 教授		
<p><参画する研究者の略歴> 〇〇の研究(1980-1995)、〇〇の研究(1995-2005)、〇〇の研究(2005-現在)</p>			
〇〇〇〇	〇〇大学大学院 工学研究科 准教授	〇〇の研究 〇〇の研究	
〇〇〇〇	〇〇大学大学院 工学研究科 ポスドク	〇〇の研究	

エフオートは、総合科学技術会議におけるエフオートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(2) 各参加者が担当する実施内容

「5. 研究内容」の研究項目毎に記載してください。

研究項目※	氏名	実施機関	研究項目毎の担当内容
5-①	(本項目の 責任者) ○○○○		
	○○○○		
5-②	(本項目の 責任者) ○○○○		
	○○○○		

※ 研究項目名

研究項目 5-① : 「(研究項目名) ○○○○」

研究項目 5-② : 「(研究項目名) ○○○○」

(3) 企業研究者の待遇等

企業研究者が企業、大学等でどのような待遇で研究を実施するかご記入下さい。

①大学等での待遇

特任教授、特任准教授、特任助教、特任研究員、客員教授、客員准教授、客員助教、客員研究員、共同研究員、受託研究員、付置研究所（センター）研究員など想定する待遇をご記入下さい。

②企業での対応

駐在に関する労務規定により実施、留学に関する労務規定により実施、実施場所を大学等に設定する規定により実施、出向に関する労務規定により実施、企業研究者と企業の雇用契約への覚書追加により実施など、どのような待遇によって大学等で研究を実施するかご記入下さい。

※ 企業研究者の大学等への転籍は不可。

③企業と大学等と二者間の取り決め

共同研究員や受託研究員、出向など人事に関する契約、共同研究契約、受託研究契約、包括提携など記載してください。

(様式 4)

他の事業・制度への申請、実施等

- (1) J S T 内で行っている事業への申込の有無
 有り、 無し

申請者（企業・大学等の研究者）及び研究参加者が、現在、J S T から受けている助成金等（現在申込み中のものを含む）、過去に受けた助成金等（3 年以内）がある場合は、本提案と重複した内容かどうかにかかわらず、「有り」にチェックし、その事業名、課題名、実施期間、予算規模、申請代表者名、今回の申請に関連する参加者名、今回の申請課題との関連を正確に記入してください。

記入例)

事業名：*****事業

課題名：○○○に関する研究

実施期間：平成 1 8 年度～平成 2 1 年度

予算規模：○○千円

申請代表者名：○○ ○○

今回の申請に関連する参加者名：○○ ○○ (H21 年度の分担額：○○千円)

今回の申請課題との関連：

- (2) J S T 以外他制度への申込の有無

有り、 無し

申請者（企業・大学等の研究者）及び研究参加者が、現在、他制度（官公庁、独立行政法人、公益法人等）から受けている助成金等（現在申込み中のものを含む）、過去に受けた助成金等（3 年以内）がある場合、その制度の実施機関名、制度（事業）名、課題名、実施期間（予定含む）、予算規模、申請代表者名、今回の申請に関連する参加者名、今回の申請課題との関連を正確に記入してください。

記入例)

実施機関名：○○機構

制度（事業）名：*****事業

課題名：△△△の開発

実施期間：平成 1 6 年度～平成 2 0 年度

予算規模：○○千円

申請代表者名：○○ ○○

今回の申請に関連する参加者名：○○ ○○ (H21 年度の分担額 終了のため該当なし)

今回の申請課題との関連：

(様式5)

倫理面への配慮

○本様式は、組換えDNA実験、遺伝子治療臨床研究、特定胚を取り扱う研究、ヒトES細胞の研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、疫学研究、臨床研究に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について記入してください。

- ①申請する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。
- ②動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。

該当がない場合も、その旨を記入してください。

(様式6)

特殊用語等の説明

用語	説明
	○ 本申請書類で使用している業界用語、専門用語及び略語等の特殊用語のうち、研究を総合的に把握するうえで必要と思われるものについて、簡単な解説をわかりやすく記入してください。

研究開発データベース・重点研究分野コード表

番号	重点研究分野	研究区分	番号	重点研究分野	研究区分
101	ライフサイエンス	ゲノム	501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
102	ライフサイエンス	医学・医療	502	エネルギー	原子力エネルギー
103	ライフサイエンス	食料科学・技術	503	エネルギー	自然エネルギー
104	ライフサイエンス	脳科学	504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス	505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
106	ライフサイエンス	環境・生態	506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
107	ライフサイエンス	物質生産	589	エネルギー	共通基礎研究
189	ライフサイエンス	共通基礎研究	599	エネルギー	その他
199	ライフサイエンス	その他	601	製造技術	高精度技術
201	情報通信	高速ネットワーク	602	製造技術	精密部品加工
202	情報通信	セキュリティ	603	製造技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
203	情報通信	サービス・アプリケーション	604	製造技術	環境負荷最小化
204	情報通信	家電ネットワーク	605	製造技術	品質管理・製造現場安全確保
205	情報通信	高速コンピューティング	606	製造技術	先進的ものづくり
206	情報通信	シミュレーション	607	製造技術	医療・福祉機器
207	情報通信	大容量・高速記憶装置	608	製造技術	アセンブリープロセス
208	情報通信	入出力 *1	609	製造技術	システム
209	情報通信	認識・意味理解	689	製造技術	共通基礎研究
210	情報通信	センサ	699	製造技術	その他
211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価	701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
212	情報通信	ソフトウェア	702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
213	情報通信	デバイス	703	社会基盤	超高度防災支援システム
289	情報通信	共通基礎研究	704	社会基盤	事故対策技術
299	情報通信	その他	705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
301	環境	地球環境	706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
302	環境	地域環境	721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
303	環境	環境リスク	722	社会基盤	広域地域研究
304	環境	循環型社会システム	723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
305	環境	生物多様性	724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
389	環境	共通基礎研究	725	社会基盤	バリアフリー
399	環境	その他	726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(電子・磁気・光学応用等)	789	社会基盤	共通基礎研究
402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料(構造材料応用等)	799	社会基盤	その他
403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス	801	フロンティア	宇宙科学(天文を含む)
404	ナノテク・材料	ナノ医療	802	フロンティア	宇宙開発利用
405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー	821	フロンティア	海洋科学
406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用	822	フロンティア	海洋開発
407	ナノテク・材料	表面・界面	889	フロンティア	共通基礎研究
408	ナノテク・材料	計測技術・標準	899	フロンティア	その他
409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス	900	人文・社会	
410	ナノテク・材料	基礎物性	1000	自然科学一般	
411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション			
412	ナノテク・材料	安全空間創成材料			
489	ナノテク・材料	共通基礎研究			
499	ナノテク・材料	その他			

申請書

キーワード表

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
001	遺伝子	044	暗号・認証等	087	環境分析
002	ゲノム	045	セキュア・ネットワーク	088	公害防止・対策
003	蛋白質	046	高信頼性ネットワーク	089	生態系修復・整備
004	糖	047	著作権・コンテンツ保護	090	環境調和型農林水産
005	脂質	048	ハイパフォーマンス・コンピューティング	091	環境調和型都市基盤整備・建築
006	核酸	049	ディペンダブル・コンピューティング	092	自然共生
007	細胞・組織	050	アルゴリズム	093	政策研究
008	生体分子	051	モデル化	094	磁気記録
009	生体機能利用	052	可視化	095	半導体超微細化
010	発生・分化	053	解析・評価	096	超高速情報処理
011	脳・神経	054	記憶方式	097	原子分子処理
012	動物	055	データストレージ	098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
013	植物	056	大規模ファイルシステム	099	量子ドット
014	微生物	057	マルチモーダルインターフェース	100	量子細線
015	ウイルス	058	画像・文章・音声等認識	101	量子井戸
016	行動学	059	多言語処理	102	超格子
017	進化	060	自動タブ付け	103	分子機械
018	情報工学	061	バーチャルリアリティ	104	ナノマシン
019	プロテオーム	062	エージェント	105	トンネル現象
020	トランスレーショナルリサーチ	063	スマートセンサ情報システム	106	量子コンピュータ
021	移植・再生医療	064	ソフトウェア開発効率化・安定化	107	DNAコンピュータ
022	医療・福祉	065	ディレクトリ・情報検索	108	スピエレクトロニクス
023	再生医学	066	コンテンツ・アーカイブ	109	強相関エレクトロニクス
024	食品	067	システムオンチップ	110	ナノチューブ・フラーレン
025	農林水産物	068	デバイス設計・製造プロセス	111	量子閉じ込め
026	組換え食品	069	高密度実装	112	自己組織化
027	バイオテクノロジー	070	先端機能デバイス	113	分子認識
028	痴呆	071	低消費電力・高エネルギー密度	114	少数電子素子
029	癌	072	ディスプレイ	115	高性能レーザー
030	糖尿病	073	リモートセンシング	116	超伝導材料・素子
031	循環器・高血圧	074	モニタリング(リモートセンシング以外)	117	高効率太陽光発電材料・素子
032	アレルギー・ぜんそく	075	大気現象	118	量子ビーム
033	感染症	076	気候変動	119	光スイッチ
034	脳神経疾患	077	水圏現象	120	フォトニック結晶
035	老化	078	土壌圏現象	121	微小共振器
036	薬剤反応性	079	生物圏現象	122	テラヘルツ／赤外材料・素子
037	バイオ関連機器	080	環境質定量化・予測	123	ナノコンタクト
038	フォトニックネットワーク	081	環境変動	124	超分子化学
039	先端的通信	082	有害化学物質	125	MBE、エピタキシャル
040	有線アクセス	083	廃棄物処理	126	1分子計測(SMD)
041	インターネット高度化	084	廃棄物再資源化	127	光ピンセット
042	移動体通信	085	大気汚染防止・浄化	128	(分子)モーター
043	衛星利用ネットワーク	086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化	129	酵素反応

番号	研究キーワード	番号	研究キーワード	番号	研究キーワード
130	共焦点顕微鏡	174	火山	218	交通事故
131	電子顕微鏡	175	津波	219	物流
132	超薄膜	176	土砂災害	220	次世代交通システム
133	エネルギー全般	177	集中豪雨	221	高度道路交通システム(ITS)
134	再生可能エネルギー	178	高潮	222	走行支援道路システム(AHS)
135	原子力エネルギー	179	洪水	223	交通需要マネジメント
136	太陽電池	180	火災	224	バリアフリー
137	太陽光発電	181	自然災害	225	ユニバーサルデザイン
138	風力	182	自然現象観測・予測	226	輸送機器
139	地熱	183	耐震	227	電子航法
140	廃熱利用	184	制震	228	管制
141	コージェネレーション	185	免震	229	ロケット
142	メタンハイドレート	186	防災	230	人工衛星
143	バイオマス	187	防災ロボット	231	再使用型輸送系
144	天然ガス	188	減災	232	宇宙インフラ
145	省エネルギー	189	復旧・復興	233	宇宙環境利用
146	新エネルギー	190	救命	234	衛星通信・放送
147	エネルギー効率化	191	消防	235	衛星測位
148	二酸化炭素排出削減	192	海上安全	236	国際宇宙ステーション(ISS)
149	地球温暖化ガス排出削減	193	非常時通信	237	地球観測
150	燃料電池	194	危機管理	238	惑星探査
151	水素	195	リアルタイムマネジメント	239	天文
152	電気自動車	196	国土開発	240	宇宙科学
153	LNG車	197	国土整備	241	上空利用
154	ハイブリッド車	198	国土保全	242	海洋科学
155	超精密計測	199	広域地域	243	海洋開発
156	光源技術	200	生活空間	244	海洋微生物
157	精密研磨	201	都市整備	245	海洋探査
158	プラズマ加工	202	過密都市	246	海洋利用
159	マイクロマシン	203	水資源	247	海洋保全
160	精密部品加工	204	水循環	248	海洋資源
161	高速プロトタイプング	205	流域圏	249	深海環境
162	超精密金型転写	206	水管理	250	海洋生態
163	射出成型	207	淡水製造	251	大陸棚
164	高速組立成型	208	渇水	252	極地
165	高速伝送回路設計	209	延命化	253	哲学
166	微細接続	210	長寿命化	254	心理学
167	—	211	コスト縮減	255	社会学
168	ヒューマンセンタード生産	212	環境対応	256	教育学
169	複数企業共同生産システム	213	建設機械	257	文化人類学
170	品質管理システム	214	建設マネジメント	258	史学
171	低エントロピー化指向製造システム	215	国際協力	259	文学
172	地球変動予測	216	国際貢献	260	法学
173	地震	217	地理情報システム(GIS)	261	経済学

研究分野(戦略目標)一覧表

番号	研究分野
01	環境にやさしい社会の実現
02	大きな可能性を秘めた未知領域への挑戦
03	脳機能の解明
04	資源循環・エネルギーミニマム型社会システムの構築
05	分子レベルの新機能発現を通じた技術革新
06	技術革新による活力に満ちた高齢化社会の実現
07	環境負荷を最大限に低減する環境保全・エネルギー高度利用の実現のためのナノ材料・システムの創製
08	非侵襲性医療システムの実現のためのナノバイオテクノロジーを活用した機能性材料・システムの創製
09	情報処理・通信における集積・機能限界の克服実現のためのナノデバイス・材料・システムの創製
10	遺伝子情報に基づくたんぱく質解析を通じた技術革新
11	先進医療の実現を目指した先端的基盤技術の探索・創出
12	新しい原理による高速大容量情報処理技術の構築
13	水の循環予測及び利用システムの構築
14	がんやウイルス感染症に対して有効な革新的医薬品開発の実現のための糖鎖機能の解明と利用技術の確立
15	個人の遺伝情報に基づく副作用のないテーラーメイド医療実現のためのゲノム情報活用基盤技術の確立
16	医療・情報産業における原子・分子レベルの現象に基づく精密製品設計・高度治療実現のための次世代統合シミュレーション技術の確立
17	情報通信技術に革新をもたらす量子情報処理の実現に向けた技術基盤の構築
18	教育における課題を踏まえた、人の生涯に亘る学習メカニズムの脳科学等による解明
19	新たな手法の開発等を通じた先端的な計測・分析機器の実現に向けた基盤技術の創出
20	メディア芸術の創造の高度化を支える先進的科学技术の創出
21	安全・安心な社会を実現するための先進的統合センシング技術の創出
22	通信・演算情報量の爆発的増大に備える超低消費電力技術の創出
23	次世代高精度・高分解能シミュレーション技術の開発
24	代謝調節機構解析に基づく細胞機能制御に関する基盤技術の創出
25	光の究極的及び局所的制御とその応用
26	生命システムの動作原理の解明と活用のための基盤技術の創出
27	高セキュリティ・高信頼性・高性能を実現する組込みシステム用の次世代基盤技術の創出
28	異種材料・異種物質状態間の高機能接合界面を実現する革新的ナノ界面技術の創出とその応用
29	ナノデバイスやナノ材料の高効率製造及びナノスケール科学による製造技術の革新に関する 基盤の構築
30	社会的ニーズの高い課題の解決へ向けた数学／数理科学研究によるブレークスルーの探索
31	精神・神経疾患の診断・治療法開発に向けた高次脳機能解明によるイノベーション創出
32	高信頼・高安全を保證する大規模集積システムの基盤技術の構築
33	新原理・新機能・新構造デバイス実現のための材料開拓とナノプロセス開発
34	細胞リプログラミングに立脚した幹細胞作製・制御による革新的医療基盤技術の創出
35	最先端レーザー等の新しい光を用いた物質材料科学、生命科学など先端科学のイノベーションへの展開
36	プロセスインテグレーションによる次世代ナノシステムの創製
37	持続可能な社会に向けた温暖化抑制に関する革新的技術の創出
38	花粉症をはじめとするアレルギー性疾患・自己免疫疾患等を克服する免疫制御療法の開発

企業研究者活用型基礎研究推進事業
Q & A表

(事業の目的等)

Q 1 本事業の目的は何か。

A 1 企業の研究者が大学等を実施場所として、大学等での設備の活用や大学等の研究者の参画により、企業と大学等のニーズの合致した研究を行います。これによって、大学等での基礎研究推進による研究開発の遅滞の回避や企業研究者の研究活動の維持、研究者の人材交流などを目的とする事業です。

(対象分野)

Q 2 適当な分野がない場合はどうすればよいか。

A 2 研究内容から判断して、コード表の中から最も近いと考えられる分野を選択してください。

(応募の要件、方法等)

Q 3 申請者の資格の要件とは何か。

A 3 企業と大学等の合意のもとで、企業が申請を行います。また下記要件を全て満たすことが必要です。

- ・ 企業は研究開発を行っていて日本の法人格を有する民間企業で自ら研究開発を行う能力や実績があること。
(「民間企業」とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社等を指します。)
- ・ 大学等は企業研究者を受け入れる待遇、及び研究室や設備など環境を提供できること。
- ・ 企業研究者は、研究期間中、日本国内に居住し、大学等で実施する研究全体のとりまとめに関し責任を持つこと。
- ・ 企業は企業研究者と申請の同意がなされていること。

Q 4 応募時点で企業研究者が大学等で研究していない場合でも申請できるか。また応募時点で企業研究者が決定していない場合でも申請できるか。

A 4 どちらの場合も応募できます。但し、本事業に採択後、支援開始までに企業研究者が大学等で研究するための手続きが完了していることが必要です。また、応募時点で企業の研究者が決定していない場合は、申請時での

候補者について申請書に記載いただき、企業研究者が決まった時点で問い合わせ先までご連絡ください。

Q 5 ひとりの企業研究者が複数の申請に関わることは可能か。

A 5 申請が採択された場合、企業研究者はひとつのテーマを専任で実施することを想定しています。従って複数の申請にならないよう申請内容を調整するようにしてください。なお、ひとつの企業が複数の申請をすることは可能です。

Q 6 既に企業研究者が出向して大学等で課題に参加しているが、本事業を実施することは可能か。

A 6 実施することは可能です。

Q 7 申請は誰が行うのか。e-Rad は企業に所属している方が申請してもよいか。

A 7 申請は企業研究者が行ってください。また企業研究者が未定の場合には、企業の代理の方が申請してください。なお e-Rad を操作する方は企業、大学等どちらの所属の方でも結構です。

Q 8 企業への了解は必ず必要か。また、どのレベルの了解が必要か。

A 8 必要です。申請段階では、企業研究者を大学等で研究を実施させる企業の代表者の内諾が必要になります。

Q 9 外国の企業は申請してもよいか。

A 9 本事業に申請ができる企業は、原則として日本での法人格を有する研究開発企業です。

Q 10 応募時点で特許がないと申請できないのか。

A 10 応募時点では、必ずしも特許等があることは求めません。

Q 11 エフォートとはなにか。

A 1 1 総合科学技術会議におけるエフォートの定義『研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)』に基づきます。エフォートは適切に管理する必要があります。

Q 1 2 新技術説明会等に必ず参加しなければならないか。

A 1 2 必ず参加する必要はありません。適切な大学等を企業研究者に紹介する場としてJSTが実施していますので、ご利用ください。

(重複申請の制限)

Q 1 3 他の研究費助成制度に、今回の申請内容と同様の申請をすることはできるのか。

A 1 3 申請することはできます。但し、同一課題又は内容で、他の制度へ申請している場合は、申請書の「他制度への申請、実施等」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託研究契約の解除となる場合があります。

(申請書類の記入方法)

Q 1 4 申請書類に通しページを付すこととなっているが、どの様式からどの様式までページを付すのか。

A 1 4 全ての様式(別紙を含む。)の各頁の下中央に通し頁を記入してください。

Q 1 5 各様式について記入する欄が小さいので、フォーマットを変更してもよいか。

A 1 5 様式のフォーマットは変更しないでください。各様式に制限枚数が記載されておりますので、その範囲であればページの増減は可能です。

Q 1 6 各様式の欄外の(注)書きは、書類作成の際、削除してもよいか。

A 1 6 削除してください。

Q 1 7 研究開発の内容から判断して「倫理面への配慮」(様式5)は無関係な場合でも記入しなければならないのか。

A 1 7 法律を遵守する限りにおいて、研究開発の内容が無関係な場合はその旨を記入してください。

Q 1 8 押印する様式があるがサイン(署名)でもよいのではないか。

A 1 8 必ず押印してください。サイン(自署)のみでは、申請書類を受け付けることはできません。また、押印されていない場合は、申請書類に不備があると判断され、審査の対象とはなりません。

(申請書類の作成・提出等)

Q 1 9 申請書類の提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればいいか。

A 1 9 (電子申請)

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による電子申請において、「配分機関受付中」となった場合は、修正できません。なお、e-Radによる電子申請、申請書類の提出方法等の詳細については、同システムの研究者用マニュアルを参照ください。このマニュアルは、下記ホームページの「研究者向けページ」よりダウンロードできます。<http://www.e-rad.go.jp/>

(郵送書類)

提出期間終了後の申請書類の差し替えは、固くお断りします。但し、申請書類に不備がある場合には事務局から問い合わせることがあります。

Q 2 0 直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAXによる提出は可能か。

A 2 0 申請書類は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でアップロードすることで提出してください。一部の郵送が必要な書類について「郵送または宅配便(バイク便含む)※着払い不可」で提出してください(当日消印有効)。持参、FAXまたは電子メールによる提出は一切受け付けません。なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに文部科学省ヘルプデスク(0120-066-877)までお問い合わせください。

Q 2 1 申請書類の受領書はもらえるのか。

A 2 1 申請書類の受領書はありません。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）では「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば、受理されたこととなります。郵送の必要な書類については、配達されたことが証明できる簡易書留または宅配便（バイク便含む）を用いてください。

Q 2 2 申請書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A 2 2 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール、FAX又は電話によりお願いします。

（審査）

Q 2 3 審査の経過を教えてください。

A 2 3 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせ等には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

Q 2 4 不採択となった場合、JSTに問い合わせできるか。

A 2 4 審査の結果については、採否にかかわらず申請書に対して通知する予定です。なお、審査期間中は審査の経過は通知いたしません。お問い合わせにも応じられません。

Q 2 5 採択された後の手続きはどうなるのか。

A 2 5 採択を決定した後、JSTより申請者宛に採択通知書が送付されます。その後、大学等および企業が企業研究者に発行した辞令等の写しを提出します。また企業研究者が大学等と協議して実施計画書を提出します。企業研究者はJSTと実施計画等の調整を行ったうえで、大学等とJSTは委託研究契約を締結し、研究開発を開始することとなります。
※申請書と実施計画書の内容が大きく乖離している場合は、採択を取り消すことがあります。

(取得財産の管理)

Q 2 6 大学等が取得した研究設備等の財産は、どのように扱えばいいのか。

A 2 6 研究費として計画する場合の当該設備等は、大学等に帰属することが可能です。その場合には大学等の研究者を設備の管理者として定めてください。なお、これら設備等は大学等における善良な管理者の注意をもって適切に管理、報告する必要があります（研究開発以外の業務に使用することはできません。）。

(知的財産権の帰属等)

Q 2 7 研究により生じた知的財産権は、誰に帰属するのか。

A 2 7 研究により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）については、「産業技術力強化法第 19 条」（日本版バイドール条項）及び「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条」を適用し、同法第 19 条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、委託契約に従って原則当該機関（ここでは企業研究者が研究に従事する大学等）に帰属します。また知的財産の帰属は企業と大学等の二者間の定めによります。

Q 2 8 研究期間終了後に成果に係る特許等を出願する場合、その帰属はどのようになるのか。

A 2 8 Q 2 7 と同様、知的財産の帰属は企業と大学等の二者間の定めによります。

(経費)

Q 2 9 支援費用は 1,000 万円程度とあるが、1,000 万円を超えて申請することは可能か。

A 2 9 1,000 万円は目途ですので、応募内容に対して適切であればこれを超えて申請することは可能です。ただし、採択時に応募内容や直接経費の額を調整させていただくことがあります。

Q 3 0 消耗品や旅費などは企業研究者が研究費として使ってよいのか。

A 3 0 原則として企業研究者が大学等で活動するために消耗品や旅費など研究費として使用する事とします。但し、大学等の研究者が参画して計画に記載された場合、該当者の研究費使用も可能です。

Q 3 1 直接経費に対する間接経費の比率はいくらか。

A 3 1 原則として直接経費の30%を上限とします。

Q 3 2 間接経費とはどのようなものが該当するのか。

A 3 2 間接経費は、本事業で研究を実施する研究者の研究環境の改善などに活用するための経費に充当してください。具体的には、本事業の研究の遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とします。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、
国内外旅費、会議費、印刷費 など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外
旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役
務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、
光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費 など
 - その他の関連する事業部門に係る経費
 - －研究成果展開事業に係る経費
 - －広報事業に係る経費 など
- ※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

Q 3 3 研究に係る打ち合わせのための旅費は、支出できるか。

A 3 3 研究を遂行するために必要な打ち合わせ等に係るものであれば、支出することができます。

Q 3 4 学会への参加のための旅費、参加費を支出することはできるか。できるとすれば、どの程度認められるか。

A 3 4 研究の内容と直接関連する学会、又は、研究の成果の発表等を行うための学会への参加費及び旅費は支出することができます。計画書に記載した研究者で、必要最小限の人数で参加してください。ただし、学会の年会費、食事代、懇親会費は支出できません。

Q 3 5 MOTやMBA等の教育に研究費を支出できるか。

A 3 5 MOTやMBA等の教育に研究費が一定額の支出が可能な場合があります。詳しくはJSTまでお問い合わせください。

Q 3 6 人件費は支出できるか。

A 3 6 以下の人件費は支出可能です。

- ①大学等から支出する企業研究者の人件費。
- ②大学等における研究に従事するポスドクおよび研究補助員の従事率に応じた雇用等に要する人件費。

Q 3 7 企業研究者が出向している人件費は大学等から支出する費用として計上してよいか。

A 3 7 計上しても構いません。その場合には申請書提出時に大学等と調整を行ってください。また大学等が負担する社会保険料の支出が可能です。

Q 3 8 特許出願費は、支出できるか。

A 3 8 研究開発の成果に係る特許を出願する場合は、特許出願費は間接経費からの支出となります。また、大学等が外国出願を希望する場合は、JSTが運営する「特許出願支援制度」もご活用いただけます。

Q 3 9 支出できない経費には、具体的にどのようなものがあるか。

A 3 9 研究開発の遂行に必要な経費であっても、次の経費は支出することができません。

- ①建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- ②研究開発期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③研究開発の核心にあたる研究を第三者機関に再委託する経費（物性評価等、研究効率向上のための委託は除く。）
- ④リースの容易な設備等を購入するための経費
- ⑤関連する学会であっても、その年会費、食事代、懇親会費
ただし、関連する学会への参加費、旅費は支出することができます（A 3 4 参照）
- ⑥研究開発に従事するポスドク及び大学等における研究補助員（学生アルバイト含む。）以外の人件費（A 3 7 参照）
- ⑦本研究に従事する企業研究者の人件費のうち、企業が負担する費用
- ⑧その他委託研究受け入れ側でも説明のできない経費
（例）研究開発期間内での消費見通しを超えた極端に大量の消耗品購入のための経費

Q 4 0 「実施計画書」とは、どのようなものか。

A 4 0 本年度実施予定の研究開発のための業務内容を具体的に取りまとめたもので、契約の実施内容となります。詳細は採択課題決定後にお知らせする予定です。

(研究開発費の経理管理)

Q 4 1 いつからの計画を立てればよいのか。

A 4 1 開始時期は平成 2 1 年 1 0 月以降予定です。

Q 4 2 経費間(支出費目間)の流用はできるか。

A 4 2 直接経費の 5 0 % 以内であれば流用は可能です。

(実施管理)

Q 4 3 支援の進捗状況等の報告書の提出時期、形態等については、いつ頃連絡があるのか。

A 4 3 支援期間中の毎年度、P D ・ P O ・ 外部有識者によるフォローアップ及び評価が実施されます。このため、企業研究者および大学等は支援の進捗状況(実施報告書)及び提供を受けた支援費用の支出状況(支出結果報告書)等についての報告を委託研究契約に基づいて提出しなければなりません。また J S T は支援終了後に、完了報告書の提出を求めます。

Q 4 4 P D 及び P O の位置付け及び役割は何か。

A 4 4 P D 及び P O とは、競争的資金制度における本事業を適正かつ円滑に実施するために J S T の配置する外部有識者等で構成され、研究開発運営の核となり、本事業の適切な運営、課題の審査・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。また申請者が実施する研究開発活動を支援することを役割としています。

(実施計画の変更)

Q 4 5 支援期間中に実施計画を変更したい場合はどうすればよいか。

A 4 5 支援期間中に実施計画の変更が必要となった場合は、速やかに J S T にご相談下さい。P O と協議させていただきます。

(中止)

Q 4 6 支援を途中で中止することはできるか。

A 4 6 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、企業や大学等の都合により途中で研究開発を中止することはできません。企業や大学等の都合により中止する場合、支出した支援費用の返還を求める場合があります。なお、支援期間中、J S Tが支援の進捗状況、成果等を勘案し、中止を判断することがあります。

(支援終了後の扱い)

Q 4 7 成果の公表では、どのようなことをしなければならないのか。

A 4 7 支援終了後に、得られた成果を必要に応じて支障のない範囲内で発表していただく場合があります。

Q 4 8 新聞、図書、雑誌論文等に研究成果を発表する場合、しなければならないことは何か。

A 4 8 事前にJ S Tに通知し、発表においては本事業による成果であることを必ず明記して下さい。

また発表にあたっては、研究に支障のないよう、特許出願等の可能性については事前に十分検討いただき、必要であれば出願手続を済ませておく等の対応をお願いします。

Q 4 9 支援終了後、調査はあるのか。

A 4 9 支援終了後、必要に応じて進捗状況の調査にご協力いただきます。

※支援終了後に、担当者の連絡先等に変更があればお問い合わせ先までご連絡下さい。

JST は男女共同参画を推進しています！

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議では、平成 22 年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第 3 期科学技術基本計画 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index3.html>) において、「女性研究者の活躍促進」について述べています。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。その一環として、「期待される女性研究者の採用目標は、自然科学系全体としては 25%」と具体的数値目標が示されています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
北澤 宏一

さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.0%（平成 19 年度末現在。平成 20 年度科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護等で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして行って欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小館 香椎子
（日本女子大学教授）

※ JST 男女共同参画ホームページ : <http://www.jst.go.jp/gender/>

お問い合わせ先

○企業研究者活用型基礎研究推進事業

独立行政法人 科学技術振興機構
イノベーション推進本部 産学連携展開部
事業調整担当

Phone: 03-5214-7054

FAX: 03-5214-7064

E-mail: rp-biz@jst.go.jp

URL: <http://www.jst.go.jp/rp-biz>